

## 要望事項5 農地中間管理事業の推進について

農地中間管理事業は、担い手への農地集積・集約化を一層進める制度として、各都道府県で取組が推進されている。

しかし、本事業は、県による農用地利用配分計画の縦覧・認可公告や、担い手から機構への農地利用状況の報告など、従来の農地集積に関する事業に比べ手続が煩雑で、担い手への権利設定までに多くの時間と労力を要し、農業者の積極的な利用の妨げとなっている。

また、農地の出し手・地域に対する補助金については、平成28年度から交付ルール的大幅な見直しを行ったほか、「平成28年度農地中間管理機構事業のうち事業推進費の財源措置について」（平成28年1月）により、機構の運営費等に係る推進事業費について、都道府県に財政負担を求めるなど、毎年、制度運用が見直されるため、事業推進に支障が生じている。

このような中、国では、本事業の関係法律の施行後5年（平成31年3月）を目途に法制度や財政措置の見直しを行うこととしている。

そこで、この見直しに際し、県による農用地利用配分計画の縦覧を廃止して認可公告を市町村に移管することや、担い手等の利用状況報告を簡素化するなど、事業の円滑な推進に向けて、事務手続の抜本的な改善を図ること。

また、各都道府県が長期展望をもって担い手への農地集積・集約化に取り組めるよう、見直しの方針を早期に示すことや、農地の出し手・地域の支援、機構の推進事業費及び農地の中間管理に要する経費について、国が十分な財政措置を継続して行い、国の責任において一貫性のある制度運用を行うことを要望する。